

平成 29 年度 第 4 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 29 年 7 月 26 日 (水) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 05 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
欠席委員 0 名	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	3	岡添 蔦代		4	孝野 覚也	
職務のため 総会に出席 した者の氏名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	山田 聡		推進委員	松本 隆	
	推進委員	尾崎 光由		推進委員	船平 晃	
	推進委員	山平 重治郎		推進委員	山本 哲也	
	推進委員	小川 博之		推進委員	山本 洋文	
	推進委員	埜下 浩孝		推進委員	埜々下 正男	
	推進委員	長田 玉夫		推進委員	佐藤 恵子	
	推進委員	赤松 作男		推進委員	中西 一夫	
	推進委員	吉見 元		推進委員	山下 延夫	
	推進委員	久能 忠和		推進委員	平田 重吉	
	推進委員	増崎 淳子				
	事務局職員 2 名	事務局長	吉村 克己		課長補佐	松本 仁志
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について					

平成 29 年度第 4 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 4 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、3 番、岡添 薫代委員と 4 番、孝野 覚也委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 6 番、御荘菊川 1386 番外 1 筆でございます。地目・面積は畑・20,278 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 202.8a でございます。</p> <p>受付番号 7 番、御荘平山 939 番でございます。地目・面積は田・552 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 284.2a でございます。</p> <p>受付番号 8 番、増田 2045 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑 308 m²で 3 条地上権でございます。本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件で、本年 2 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けていました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。</p> <p>なお、本申請は、受付番号 21 番まですべて一件の申請であり、複数の貸付人に対しまして、借受人は全て同じで、権利種別は 3 条地上権でございますので、ここからは貸付側のみ説明させていただきます。</p> <p>受付番号 9 番、増田 2046 番外 3 筆、地目・面積は畑・3,507 m²、 受付番号 10 番、増田 2047 番 1 外 7 筆、地目・面積は畑・3,361 m²、 受付番号 11 番、増田 2048 番 1、地目・面積は畑・1,486 m²、 受付番号 12 番、増田 2049 番外 2 筆、地目・面積は畑・1,094 m²、 受付番号 13 番、増田 2056 番 1、地目・面積は畑・258 m²、</p>

	<p>受付番号 14 番、増田 2059 番、 受付番号 15 番、増田 2060 番外 3 筆、 受付番号 16 番、増田 2061 番、 受付番号 17 番、増田 2062 番、 受付番号 18 番、増田 2114 番外 4 筆、 受付番号 19 番、増田 2159 番 1、 受付番号 20 番、増田 2164 番、 受付番号 21 番、増田 2166 番、 地目・面積は畑・911 m²、 地目・面積は畑・826 m²、 地目・面積は畑・393 m²、 地目・面積は畑・283 m²、 地目・面積は畑・2,420 m²、 地目・面積は畑・421 m²、 地目・面積は畑・187 m²、 地目・面積は畑・264 m²、 でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。6 番お願い致します。</p>
委員	<p>親から子への使用貸借です。農地の場所は、〇〇寺から上に山の中に入った所にある果樹園です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>7 番は〇〇推進委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(〇〇委員退室)</p>
議長(会長)	<p>7 番の案件につきまして、担当の委員が私ですので、説明いたします。地図を見て頂きますと、国道沿いの〇〇石油のあたりです。隣に譲受人の倉庫等</p>

	<p>があるということで、今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しく お願い致します。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし た。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
議長(会長)	<p>次に 8 番から 21 番をお願い致します。</p>
委員	<p>事務局の説明のとおりです。この案件は 2 月に 3 条で承認を頂いておりま すが、今回地上権と基礎部分の 5 条の申請です。すでに、地元の同意もいた だいております。現況は非農地証明も取れるような孟宗竹が取れるような山林 化した農地でした。関係者も喜んでおるような状態ですが、周辺の家からいっ たら、少しだが高台で、反射も気にならないのではないかと、思います。以上 です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし た。</p> <p>次に議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局

議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 5 番、御荘平城 629 番 2、地目・面積は畑・38 m²でございます。転用目的は進入路でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

受付番号 6 番、御荘深泥 252 番 1、地目・面積は田・1,697 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

受付番号 7 番、増田 2045 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・308 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。なお、先ほども 3 条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は本年 2 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この 3 条許可により、耕作権利者は合同会社 C.companyとなっておりますので、備考欄にはその旨、記載しております。

本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な支柱や電柱、パワコン等の設備を設置することについての一時転用申請でございます。

以下、本申請は、受付番号20番まですべて一件の申請であり、複数の貸付人に対しまして、借受人は全て同じで、権利種別は使用貸借でございますので、ここからは貸付側のみ説明させていただきます。

受付番号 8 番、増田 2046 番外 3 筆、地目・面積は畑・3,507 m²、
受付番号 9 番、増田 2047 番 1 外 7 筆、地目・面積は畑・3,361 m²、
受付番号 10 番、増田 2048 番 1、地目・面積は畑・1,486 m²、
受付番号 11 番、増田 2049 番外 2 筆、地目・面積は畑・1,094 m²、
受付番号 12 番、増田 2056 番 1、地目・面積は畑・258 m²、
受付番号 13 番、増田 2059 番、地目・面積は畑・911 m²、
受付番号 14 番、増田 2060 番外 3 筆、地目・面積は畑・826 m²、
受付番号 15 番、増田 2061 番、地目・面積は畑・393 m²、
受付番号 16 番、増田 2062 番、地目・面積は畑・283 m²、
受付番号 17 番、増田 2114 番外 4 筆、地目・面積は畑・2,420 m²、
受付番号 18 番、増田 2164 番、地目・面積は畑・187 m²、
受付番号 19 番、増田 2159 番 1、地目・面積は畑・421 m²、
受付番号 20 番、増田 2166 番、地目・面積は畑・264 m²、
でございます。

	<p>また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。また、一部、農振農用地も含まれておりますが、平成25年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知の「支柱を建てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地や第1種農地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われま。</p> <p>以上3件でございます。申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。5番お願い致します。</p>
委員	<p>譲受人ですが、電気水道設備の会社をされています。申請地を進入路として購入した後、隣接の雑種地を資材置場として使用するそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>6番お願い致します。</p>
事務局	<p>これは〇〇委員さんがまだ農業委員だった時にあがってきた申請です。議案の備考欄には担当委員として名前が入っています。内容は先程の説明の通りです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 7番お願い致します。
委員	事務局の説明の通りです。航空地図を見て頂いたら、下の方に2車線の道路がありますが、これが、広域農道です。100mほど上の高台にあり、ほとんど孟宗竹で森林化しています。この5条の申請は下の方で営農型で、シキビを植えて、以前の営農型と同じ地形です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	地権者は、どちらの会社と契約を結ぶのか。
事務局	議案の方では、貸付人は個人の名前が出ていますが、2月の定例会にありましたように農地部分については、3条の使用貸借ということで、個人の方と営農の会社との使用貸借の許可が出ているので、農地部分の権利者として、営農の会社になろうかと思えます。実際の契約のことまでは、把握できていないのですが、耕作権利者としては、営農の会社になるのではないかと思います。
委員	営農の会社が転用してすべての権利をもって、その中から今度転用になる部分がソーラーをする会社が借りるのか。
事務局	先程シキビと言っておられましたが申請書にはサカキと出ておりました。下の農地部分に関しては営農の会社がサカキを植える。その他の部分は支柱や電柱の面積の部分は上のソーラーをする会社が一時転用をするかたちになります。
委員	転用して権利者が移つとる訳だから権利者が出してくるんじゃないか。

事務局	<p>申請自体は営農の会社が貸すということになっております。ですが、申し訳ないのですがシステム上議案がこういう表現になっております。申請書は間違いなく営農の会社が貸す方で出てきております。その中に個人の筆が明細に入っておりますが、申請自体は営農の会社が貸す方、ソーラーをする会社が借りる方になっています。</p>
委員	<p>地権者が実際使用契約を結ぶのは、営農の会社か、ソーラーの会社か。本来なら使用貸借の申請のあった営農の会社と契約を結ぶと思う。が、実際の契約はソーラーの会社になっているんじゃないか。</p>
事務局	<p>5 条の添付書類としては、契約書の写し等の提出は求めしていないが、同意書として、すべての各地権者から営農の会社あてに、「自分の所の土地を 3・5 条の申請をして、太陽光発電事業として利用することに同意します。」という同意書は取っております。それは、契約書とはまた違う話ではあるのですが。</p>
事務局	<p>契約書については、詳しいことは分からないのですが。土地については営農の会社と個人が契約をしていると思います。その契約によって、権利を受けたのは営農の会社ですので、営農の会社とソーラーに会社が 5 条申請。実際には、そういう形と思っています。それが一般的な流れと思っているのですが。</p>
委員	<p>農地が転売された時にすぐに変えてしまうケースがあって、3 年 3 作はしないといけないのではないかというしきたりがあるような。今回は、営農の会社が借り受けて、売買じゃないのですが、借りてすぐどこかにまた貸すことが起こり得るのではないか。</p>
事務局	<p>営農の会社がシキビを営農するという形で、実際に発電事業は 20 年間です。20 年間は営農形態で事業を行うという認識をもっております。</p>
委員	<p>その前の 3 条の許可申請を見たら、3 条地上権とあるが、営農の会社がこの土地はどうにでも使えるという契約になっているのじゃないか。5 条のところでは使用貸借だから、土地の持ち主と営農の会社とはお金のやり取りは無いのだろうけど、3 条地上権の設定の時に個人と営農の会社とお金のやり取りができておるので、その時にこの土地は営農の会社が自由に使う、この時には太</p>

	<p>陽光発電をする計画があったのだろうけど。営農の会社とのお金のやり取りではなくて、ソーラーの会社とのやり取りになつとるのかなと思ったのですが。</p>
議長(会長)	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長(会長)	<p>会議を再開いたします。</p>
事務局	<p>2月の定例会の時の3条の申請書におきましては、それぞれの個人と営農の会社との申請になっております。借受人の営農の会社の経営状況といたしましては、農地面積が借入地で 19,229 m²、作物は全てサカキと出てきております。農機具は記載が特にはありません。</p>
委員	<p>5条の申請に一時転用とあるが、最初はサカキをずっと作る予定だったのに一時転用する。20年間の一時転用にも思えるし。以前あった営農のソーラーの時は、実際にどういう形で作るかという計画を出していたが、今回出ていないので。</p>
事務局	<p>議案にそういった図面は資料にはついていないのですが、やり方としては、同じやり方になります。一時転用というのは、3年間の一時転用です。その繰り返しです。3年間の一時転用で許可は出しますが、毎年一回、サカキの生育状況の報告を求めます。生育状況が悪かったら、ソーラーパネルは撤去しないといけないとか厳しいきまりはあるのですが。</p>
委員	<p>以前にあった営農のソーラーの場合と、営農もソーラーも同じ会社なので、それが2年目に入っております。今植えているサカキも生育状況も審査・調査・指導をしなければならないという話があったのですが、事務局は十分に慎重に業者に対して指導するように。転用じゃなくて農地での契約なので、十分をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>他にご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

岡添 葛代

議事録署名人

孝野 寛也